

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報（R2.11.27 第582号より）

●バス、タクシー車内への危険物の持込みに罰則が適用

道路運送法では「乗合バス」の乗客に対して、刃物や可燃性液体等、周りに危害を及ぼすおそれがある危険物の車内への持込みを禁止しています。

この度、道路運送法の改正により「貸切バス」及び「タクシー」についても、車内に危険物を持込む乗客に対して罰則（20万円以下の罰金）が適用されることとなりました。

詳細はこちら。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000430.html

●貸切バスの覆面添乗調査を実施

国交省は12月から3月にかけて貸切バスの覆面調査を行います。

覆面調査では、区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の交替状況、事業者名等の車内外表示などを調査します。

調査で法令違反のおそれが確認された事業者には、後日、国による監査を実施します。

調査の始まった平成29年度からこれまでに、2つの事業者で法令違反のおそれが確認され、営業所監査の後、行政処分になりました。

詳細はこちら

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000432.html